

## 参考：学術評議員関連規定（抜粋）

### <定款>

#### （学術評議員）

第7条 正会員のうち、申請時点において病理研究歴満7年以上及び本会に入会后満5年以上の者は、学術評議員2名以上の推薦を得て、理事長に申請し、理事会及び総会の承認を得て学術評議員となることができる。

2 学術評議員は、本学会の教育、研究、病理診断に関わる事項について評議する。

3 学術評議員は、正会員としての資格を有するほか、以下の資格を持つ。

(1) 学術評議員候補者を推薦することができる

(2) 常置委員会委員になる資格を持つ

(3) 名誉会員・功労会員になる資格を持つ

(4) その他の資格については別に定める

4 学術評議員は、満65歳に達した事業年度の翌事業年度から、学術評議員としての地位を失う。

### <学術評議員内規>

2. 学術評議員は、本学会の教育、研究、病理診断に関わる事項について評議するとともに、定款ならびにここに定める資格をもって、病理学の発展に貢献する責務を有する。

3. 学術評議員は、研究歴満7年以上および本会に入会后満5年以上で、以下の資格条件の1つをみたす正会員の中から、学術評議員2名以上の推薦を得て、理事長に申請し、資格審査を経て理事会及び総会の承認を得た者とする。

1) 病理学（学際分野を含む）に関する原著論文（英語論文）3編以上で、少なくとも1編の筆頭著者である者

2) 病理専門医あるいは口腔病理専門医資格取得者で論文発表の筆頭著者1編以上である者

3) 入会歴5年以上を満たさないが、傑出した業績を上げていると資格審査委員会で認めた者

4. 学術評議員は、常置委員会委員の被選出者資格をもつ。

5. 学術評議員は役員候補者の選出資格をもつ。

6. 学術評議員の任期は、2年以内とし再任を妨げない。但し、65歳に達した年度の3月31日を超えないものとする。

7. 学術評議員の任期更新は原則役員選挙実施年度4月1日付で行う。

1) 学術評議員の任期更新を希望するものは、定められた期間内に更新の申請を行い、理事会の承認を受ける。

2) 任期更新がされなかった学術評議員は、次回更新申請が承認されるまで、その資格を停止する。

### 附則

1.この内規は、平成28年11月10日から施行する。ただし、平成29年4月1日付の任期更新については、その申請を要さない。

### 別表（学術評議員の資格まとめ）

資格・権利	規定
学術評議員候補者の推薦	定款
常置委員会委員になる資格	定款・内規
名誉会員・功労会員になる資格	定款
役員候補者の選出資格	内規
宿題報告担当者となる資格	その他
病理診断特別講演の担当者／推薦者となる資格	その他
学術研究賞演説（A演説）の担当者／推薦者となる資格	その他
B演説の担当者／推薦者となる資格	その他
学術奨励賞の推薦資格	その他
新入会員の推薦	その他
剖検輯報のデータ検索依頼（有料）	その他